平成２２年（フ）第５８号
兵庫県尼崎市昭和通６丁目214番地アズックヒル尼崎1003号
債務者　渡邉　啓二
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７号
兵庫県豊岡市出石町片間546番地
債務者　岩下　邦男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８号
兵庫県朝来市和田山町市場110番地１
債務者　永田　昭子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
鳥取県鳥取市大杙486番地37
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
鳥取県鳥取市北園２丁目140番地２　県住６―203号、旧住所鳥取県鳥取市北園２丁目43番地
債務者　竹中ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊802番地
債務者　野村　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２０号
福岡県久留米市東合川新町11番６号　レピュートジュン105号
債務者　江崎庄一郎
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７号
大分市大津町１丁目23番14号
債務者　亀山　光男
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５８５号
宮崎市大字小松1241番地　小松住宅１棟41号
債務者　中村　康子（旧姓一政）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９号
宮崎県延岡市下伊形町6051番地５
債務者　田﨑　圭吾
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3012番地３生活訓練施設「もっこく」、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市輝北町市成2341番地
債務者　児之原淳一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１号
長野県東御市和1632番地１
債務者　荒井　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８号
兵庫県明石市和坂稲荷町415―１第２田口コーポ201
債務者　本田　雅啓
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県明石市松が丘２丁目５―４―403
債務者　伊藤陽子こと　李　　英淑
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
奈良県生駒市山崎新町１番45―703号
債務者　宇野　遵子（旧姓北）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７２号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷996番地５
債務者　中谷　　奨
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１７５号
福岡県遠賀郡遠賀町芙蓉２丁目７番４号
債務者　山下　睦雄
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１７６号
福岡県遠賀郡遠賀町芙蓉２丁目７番４号
債務者　山下ヤス子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部